

告示

埼玉県告示第千八十九号

久喜市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	久喜市
調査を行った時期	令和五年度
成果の名称	街区境界調査 図九枚 街区境界調査 簿一冊
調査を行った地区	菖蒲七地区（菖蒲町菖蒲地区、菖蒲町三箇地区の一部）
認証年月日	令和六年九月二十六日